

不安の政治と非伝統的安全保障

— 東南アジアにおける越境犯罪の安全保障化の重層性 —

工 藤 献

目次

はじめに

1. 安全保障化の分析枠組みとポスト構造主義的リアリズム
 - 1 - 1. 安全保障化の分析枠組み
 - 1 - 2. ポスト構造主義的リアリズムの問題点
2. 不安の政治と非伝統的安全保障—不安の標準化・維持
3. 安全保障化の展開の重層性
 - 3 - 1. タイにおける麻薬取引の安全保障化
 - 3 - 2. マレーシアにおける非合法移民の安全保障化

おわりに

はじめに

近年、多岐にわたる越境犯罪を安全保障上の脅威として捉える認識が台頭するなかで多用されてきたのが、コペンハーゲン学派を代表する論者である O・ウィーバーが提起した脅威の間主観的認識を前提とする「安全保障化」(securitization) の分析枠組みである。もともと、安全と不安 (insecurity) は両面的に並存するのであり、安全保障政策の追及が常に前者を増強するとは限らない。「不安や心配からの自由」(securitas) という語源とは対照的に¹⁾、安全保障は逆説的に不安や恐怖を喚起する誘因ともなるのであり、それは多様のエージェンシーによる政治言説を介して戦略的に推進されることが少なくない²⁾。

それを支えるのが、「新たな脅威」としての越境犯罪の不可視性や不確実性を背景に展開される「不安の政治」(politics of insecurity) である。従来の構成主義に依拠した国際政治研究の多くは進歩的な規範の形成に偏重するものであったが³⁾、われわれが生きるのは等しく言説

の解釈を基層とする世界なのであるから、越境犯罪に対する不安や恐怖といったネガティブな社会規範もまた当事者の間主観性に沿って作られるものなのである。

そうしたネガティブな規範の形成と定着は安全保障化の達成を支える要素ともなるが、それらのすべてが、安全保障の特例性を強調し、通常の政治との明確な境界線を前提にしてきたコペンハーゲン学派の想定に適合するわけではなく、巧妙かつ多様な政治行為によって不誠実に安全保障化が試みられることはめずらしくない。すなわち、多国間レベルで生成された規範が一国レベルで常に遵守されるとは限らず、自己準拠的に都合よく解釈し、あたかも履行しているかのごとく振る舞うか、恐怖や不安といった規範と恣意的に結合し、極言すれば悪用されているような事態も考慮に含める必要があろう⁴⁾。本稿で扱う事例が示すとおり、東南アジア諸国連合（以下、ASEAN）が推進してきた越境犯罪の安全保障化と並行して、各国レベルでは政治言説を介して醸成される不安を用いた過度の権力行使が尖鋭化しているのである。

安全保障が政治的であることはコペンハーゲン学派自身も認識している⁵⁾。しかし、それが「いかに政治的か」を問うた際に、安全保障化概念を規定するポスト構造主義的リアリズムの射程——「単一のセキュリティライジング・アクターと単一のオーディエンス——単一のメッセージと単一の決定——」⁶⁾——は、安全保障の政治的側面を検討する際に制約を伴わざるをえない。他面、統治技術の手法として安全保障化を捉えるのがパリ学派であり、政治学および社会学を架橋した観点から安全保障の行為の日常性とその政治的な性質を強調する論調は参考に値するといえる⁷⁾。

かかる視座を考慮して本稿が課題とするのは、タイにおける麻薬取引対策とマレーシアにおける非合法移民対策に焦点を当て、安全保障化の政治的側面とその重層性を明らかにすることである。安全保障化のより詳細な動態とその政治性を検討するうえで、本稿では政治言説の概念を幅広く定義し、脅威認識の構築が単に多彩な発話のレトリックのみならず、さらに発話を必ずしも伴わない社会的行為によっても推進されうるという視座に立ち考察を進める。加えて、東南アジア地域の外交の磁場における不誠実な安全保障化の修正の可能性についても言及したい。

1. 安全保障化の分析枠組みとポスト構造主義的リアリズム

1 - 1. 安全保障化の分析枠組み

政治および安全保障と言説の相関性は、被害規模が明示的な数値に基づく統計に表れにくく、予測の困難性や不確実性を強調した言説が必要以上に支配的となる余地の大きい越境犯罪を対象とした安全保障の分析においてこそ軽視しうるものではない。とはいえ、伝統的な国際政治学が言説上の要素の導入に必ずしも積極的であったわけではない。戦後における国際政治学の支配的地位を占めてきた（ネオ）リアリズムが前提とするのが合理的な世界であり、ここでは科学的に

観察可能な物質的要素のみが焦点とされてきた⁸⁾。すなわち、M・ウィリアムズが列挙するとおり「可知的」で「計算可能」であり、ゆえに「管理可能」な世界という想定信奉である⁹⁾。

そうしたなかで、1980年代後半に生起し、合理主義と省察主義の間で展開された「第三の論争」とポスト冷戦期以降における構成主義の発達を経て高まった国際政治学における言説への関心は、安全保障研究にも波及した¹⁰⁾。1980年代に生起した安全保障上の脅威の拡大論争やそれに続いて1990年代に台頭した人間の安全保障論が象徴する脅威の単線的拡大論とは異なる視座を展開したのがコペンハーゲン学派であり、ウィーバーによって提示された言語行為に着目した安全保障化の概念である。

今日の非伝統的安全保障研究において、コペンハーゲン学派が発展させた安全保障化と脱安全保障化の概念が及ぼす影響は大きい。安全保障化の概念は、言語哲学者であるJ・オースティンが提起し、のちにJ・サールが発展させた「言語行為」(speech act)の概念を軸にするものである。言語行為とは、発話が特定の事象に意味を与え、その説明を可能せしめるというのではなく、それが何らかの行為を伴うもの(行為遂行的)であることを指す。コペンハーゲン学派にとり、脅威の存在を発話することが安全保障の行為なのである。

安全保障化は、特定の客体の生存が危機的状況にあることを主張するセキュリタイジング・アクターの言語行為を起点に展開され、対象とされる問題が政治領域から安全保障領域へと「格上げ」される効果をもたらす。とはいえ、セキュリタイジング・アクターの権威に依拠した発話のみによって、あらゆる課題が脅威認識に含まれるに至るわけではない。安全保障化の達成を左右するのは言語行為の妥当性を判断するオーディエンスの役割であるとする点で構成主義的枠組みであり、ここでは、脅威とされる問題の客観的および物質的な構成内容は基本的に問われない。

ウィーバーによれば、安全保障化は権力保持者の手段であり、その達成は、「混乱した政治」(panic politics)のもとで原則を破る行為を許容する土壌を形成するという。すなわち、セキュリタイジング・アクターは「通常的手法では対処できないと主張しがちである」傾向をもち、「自己中心的な原則の侵害が安全保障の行為」¹¹⁾であるとされる。他面、脱安全保障化は安全保障上の課題が政治領域に引き戻され、脅威認識が解除されることを意味するものである。

安全保障化と脱安全保障化の概念は、ポスト冷戦期以降の国際社会において非軍事領域に属する問題が安全保障上の課題として認知される過程で関心を集約し、その分析枠組みの修正の必要性を含めて論争が継続している。以下では、安全保障化の政治性を検討する際に浮上するウィーバーの「ポスト構造主義的リアリズム」が含む問題を検討したい。

1 - 2. ポスト構造主義的リアリズムの問題点

安全保障化の分析枠組みは、安全保障研究の拡大派にとり重要なオプションとして定着しつ

つある。その影響力は、安全保障化の分析枠組みの妥当性をめぐり、かかる概念が提起されてから15年以上を経た今日においても論争が継続していることに示されよう。ここでは二つの問題点を確認しておきたい。

第一に、ウィーバーが唱道するポスト構造主義的リアリズムの性質である。ウィーバーは必ずしも明確な定義を示しているわけではないが、ポスト構造主義的リアリズムとは、「安全保障の社会的および政治的構築を分析する一方、リアリスト（物質主義者）の概念を、ポスト構造主義的手法を加えて保持する」¹²⁾ ことを前提とし、合理主義とポスト構造主義の中間地点に位置するものである。

一般に構成主義は、合理主義と省察主義の中間地点の捕捉を模索する構成主義（conventional constructivism）と批判的構成主義（critical constructivism）に大別される。科学的実証性を重視するアメリカの国際政治学において発達し、主流化している構成主義が前者にあたり、その中心的論者のひとりであるA・ウェントが代表するとおり、論証可能な理論と実証性を欠く言説分析の導入に慎重な姿勢を伴わずにはおかなかった。ここでは、リアリストの論理との橋渡しの試みの帰結として国内のあらゆる主体は合理的に一元化され、それ以上が問われることはない¹³⁾。ウィーバーの視座は、言説に着眼してはいる一方で、国家を単一化して扱い、その内部構造の複雑性を一般化する点でウェント的構成主義と近似する¹⁴⁾。すなわち、単一的な安全保障言説と単一的な安全保障政策の決定である。

コペンハーゲン学派は、安全保障化の促進条件として内的要求、セキュリティジング・アクターとオーディエンスの権威関係、脅威それ自体の性質の三点を指摘するが、それは脅威認識の形成の構図を過度に単純化しており、安全保障化の達成に際して肝要な不安や恐怖の共有とそれを促す政治言説の作用に対する関心を欠いている。したがって、安全保障化の分枠組みは言語行為に基づく脅威の社会的構築の動態を明らかにすることこそあれ、政治言説と権力の相関性を問題視するには馴染まず、それを目的ともしない。安全保障化の政治的側面を焦点にするうえでウィーバーの提示した分析枠組みにはおのずと限界が伴わざるをえないのである。

政治領域における言説は本質的に戦略的であり¹⁵⁾、脅威の社会的構築が常に単一の発話とその解釈のみに規定されるとは限らない。言説は、テキスト、言説行為、社会的行為から構成されるものとするのが、言語社会学領域で提起されている「言説の三側面的概念」(three-dimensional conception of discourse) である¹⁶⁾。言説の作用は政治権力と相関的であるのと同時に、多様な形態をもって生成されるのであり、包括的な要素をもって捉えられるべきであろう。例えば、政治組織の権限強化やその動員を通して、安全保障化が漸進的な過程をたどる場合もあろう。かかる概念を念頭に置くことで、言説を幅広く解釈することで安全保障化の動態の仔細とその政治的側面が明らかにされよう。

第二に再考すべきは、上述の問題と関連した安全保障の解釈である。コペンハーゲン学派の

安全保障観の軸を構成するのは、危機的状況への例外的な対処の必要性を言明する行為である。これは、グローバルな対テロ戦争（以下、GWOt）に際してアメリカ政府が唱道した「例外主義」が象徴しよう。とはいえ、あらゆる脅威の社会的構築が例外的措置の明白な主張を伴うとは限らない。また、危機的状況を構成する政治的要件は必ずしも明確に提示されていないが、ここでは生存を致命的に揺るがすには至らず、言明されるに至っていない状態に置かれたリスクへの対処が含まれることはない¹⁷⁾。すなわち、発話に全面的に依拠せずに対処するか、あるいは原則の侵害を伴わない行為による安全保障化が見落とされる危険性が含まれる。そもそも越境犯罪を対象とした非伝統的安全保障では、安全保障と治安維持の境界線が不明瞭になりがちであることにも留意しておきたい。

こうした安全保障言説の政治性あるいはその多面性に関わる問題意識は、アメリカにおける安全保障研究と比してポスト実証主義的傾向の色濃い安全保障研究をめぐる「ヨーロッパの論争」¹⁸⁾と親和する視座であり、以下で見る不安の政治に関わるパリ学派の主張もその系譜に位置づけられるものである。

2. 不安の政治と非伝統的安全保障——不安の標準化・維持

国家の軍事力を想定してきた伝統的な安全保障上の脅威とは性質を異にする「新たな脅威」として越境犯罪を唱える言説は、ポスト冷戦期以降に台頭する。いうまでもなく、GWOtの勃興は学術的にも政策的にも越境犯罪の安全保障化の試みを加速させた。そうした趨勢の現出自体が社会的に構築され、多様な主体の協働と競合を通じて政治的色彩を帯びているのであり、そのみを論拠に越境犯罪対策が進展していると評価するのは早計であろう。

政治と安全保障の明示的な境界線を基底にするコペンハーゲン学派に対する異論は多いが、安全保障化と政治権力の相関性について最も鋭い視座を提供しているのは、D・ビーゴやJ・ユイスマンスらに代表されるパリ学派である。ビーゴが安全保障の官僚的慣習としての日常性に着眼し、それを「恐怖の分配」(distribution of fear)¹⁹⁾と評言するとおり、安全保障政策ないしはそれに関与する専門家の今日の特徴として、恐怖や不安の管理を軸にしたルーティン化された業務形態としての性質に着眼するのがパリ学派の特色であり、欧米諸国におけるテロ対策や移民対策を主眼に、安全保障を言語行為にのみ還元せず、より広範な政治および安全保障上のエージェンシー間の協働と競合の動態を射程に含んだ考察を展開してきた²⁰⁾。学派が強調するとおり、安全保障化には不安の認識の社会的構築が不可避的に伴わざるをえないのであり、それが政治的所産としての性質を備えている点に留意しておくことは重要であろう。

安全保障化の過程に不可避的に付随するのが「不安化」(insecuritization)²¹⁾であるが、そのひとつの帰結が不安や恐怖の認識の政治的な道具化である。不安の創出の正統性と言説の影

響力を一義的に規定するのは、政治権威である²²⁾。すなわち、非伝統的安全保障の追及に際して膨大かつ多様な資源を確保し、動員するうえで肝要なのは、多彩な言説を通じて越境犯罪に対する不安や恐怖を標準化して維持する作業にはかならない。あるいは、言明の行為それ自体が政治的資源ともいえるのかもしれない²³⁾。

例えば、リスク言説の役割である。リスクは本質的に「予防」を前提とするものであり、その管理とは特定の潜在的課題が顕在化することを防ぐことを意味する²⁴⁾。近年においてリスクの遍在を強調した言説が果たす役割は肥大し、様々な局面で予防的措置の履行が許容されてきた。とはいえ、GWOtが露呈したとおり、言説と問題の実体の隔たりは越境犯罪対策において大きいことが少なくない。自身の地位の正当性の維持や権限強化を一義的な目標として、権力者が自己準拠的に新たな善悪の規範を創出する行為は何ら特異なものではないのである²⁵⁾。

それを支えるのが専門知識の役割である。M・フーコーが論じたとおり、知識と権力は相乗関係において捉えられるべきであり²⁶⁾、かかる関係性は不安の政治に基づく統治を維持する要因として作用する。越境犯罪に関わる知識の偏在は、政府関係者を中核とするセキュリタイジング・アクターの特権的地位の確保の固定化に多大な影響を及ぼす。越境犯罪の詳細な実体を知りえない状況は、オーディエンスに不安の認識を浸透させ、安全保障化を促進することに直結するためである。

言説に依拠した不安の醸成を促進する政治的技術を「恐怖の分配」というにしる「恐怖の福音主義」²⁷⁾というにしる、それを成立せしめる手法は多岐にわたる。不安の政治は、オーディエンスが越境犯罪に関連した言説を受容する土壌を整え、極めて日常的な行為として安全保障化を実践する領域を拡張させる効果をもたらす。国家安全保障について、A・ウォルファーズは「曖昧なシンボル」として論じ²⁸⁾、D・ボールドウィン「強力な政治的シンボル」として論じたが²⁹⁾、両者の主張は必ずしも相互に排他的ではない。安全保障の発話においては、内外に存在する「敵」あるいは「他者」から、「われわれ」や政治・社会・文化・経済といった領域における「諸価値」を保護する必要性が強調される。とはいえ、そうした脅威や客体が常に具体的に明示されるわけではないし、必ずしもそうである必要はないのである。むしろ、国家安全保障の言説は曖昧であるがゆえに政治的に強力であり、その一側面として不安を喚起するシンボルとして用いられる素地を備えているのである。

そうした曖昧さのもとで浮上するのが、安全保障化の過程における安全保障領域と政治領域の連続性の重要性である。のちに詳述するマレーシアにおける非合法移民対策に關与する自警団の例で示すとおり、非伝統的安全保障の領域において、政治（治安維持）と安全保障を領域横断的に活動するエージェンシーが台頭していることを忘れてはならない。そうした組織のアイデンティティ形成、あるいはそのアイデンティティに準じた行為を先導し、正当化するのとは高度の戦略性を備えた政治的発話である。同時に、先に言説の包括的な概念化について見たと

おり、それは特定の制度の導入ないしは組織の動員、あるいはその強化、あるいは対抗言説の抑制といった多様の社会的行為によって補完されてもいよう³⁰⁾。そうした重層性に留意しながら、以下では東南アジアにおける越境犯罪の安全保障化の動態を検討する。

3. 安全保障化の展開の重層性

越境犯罪の安全保障化の世界的な趨勢は、従来二国間協力を基調としてきた東南アジア諸国の安全保障政策にも反映しており、2006年5月にはADMM（ASEAN 国防相会議）が発足しているし³¹⁾、ASEAN 共同体構想の一角をなすASEAN 政治・安全保障共同体構想（以下、APSC 構想）では非伝統的安全保障分野における多国間協力が中核のひとつを担う。そうした制度化の進行を論拠に、対処の困難な課題を「カーペットの下に隠す」ASEAN の従来の組織体質の改善に期待が寄せられている。

しかし、民主的な意思決定システムが必ずしも定着していない政治環境のもとでは、セキュリティライジング・アクターのみならず、オーディエンスの役割までもが政策エリートに限定されることはめずらしくないし³²⁾、N・オヌフが指摘するとおり、宣言の本質は「自足的な断言」であり「無条件」に行われうるという点にある³³⁾。これまでの宣言の採択を背景として地域協力の進展に一定の評価を与える向きがある一方で、「あることをいいながら別のことを行う」³⁴⁾というASEAN の傾向は非伝統的安全保障分野においても看取され、越境犯罪関連の宣言や声明を論拠として課題が「カーペットの上に置き去りにされる」危険性は依然として残る。

コペンハーゲン学派が想定する安全保障化の過程は一例を示すに過ぎず、かかる枠組みに忠実に依拠した場合、越境犯罪の安全保障化の動態の多面性を見落としかねない。非伝統的安全保障の言説がもたらす不安の醸成作用を踏まえ、以下では、不誠実な安全保障化の重層性についてタイにおける麻薬取引対策とマレーシアにおける非合法移民対策を例に検討する。

3 - 1. タイにおける麻薬取引の安全保障化

越境犯罪が含む不可視性という基本的特性は、いかに過激な「戦争」を展開しようとも、それに準じた政策効果をもたらすとは限らない一方で、オルタナティブな言説を提起する余地を縮小して脱安全保障化に移行する契機を狭める。それを象徴するのが、タクシン政権下における2003年1月からの麻薬戦争の展開であり、これは「伝統的価値」を取り戻すことを目標に「あらゆる四方がX線検査され、今から三カ月以内に当局があらゆる場所で麻薬を一掃するのを見たい」というタクシン首相の発言と、「取引者に対しては、鉄槌と鉄拳を用いなければならず、それはつまり断固として慈悲を抜きに行動することである」³⁵⁾というP・スリヤノン警察総監

の言説行為を旗印に展開されたものである。「麻薬の売人はわれわれの子どもに凶悪なのであるから、われわれが彼らに凶悪であっても差し支えない」という二項対立の図式を強調したタクシンの主張は、不安の政治の正当性を保つ言説の典型的なテンプレートである。「タブレット1つの摘発につき3パーツの報奨金」は多くの警察官を過剰な取り締まりに駆り立て、最終的に約2500人の死者が発生するに至り、のちの調査でそのうち約1400人が麻薬取引とは無関係であったことが判明する事態に発展した。また、ある政治言説の主流化は他の言説の排除を伴う³⁶⁾。政府による言説管理は徹底され、メディアは疑うこともなく「他の麻薬ディーラーによって殺害された」ものとして死者数を報道したという³⁷⁾。

不安の政治を支える問題が一旦安全保障化されたにせよ、それは麻薬取引の脅威認識が永続化することを意味しない。そのうえで必要なのが、脅威認識を維持する継続的な試みである。2008年2月の新たな麻薬戦争では、新たに首相の座に就いたサマックが「(麻薬の取り締まりを)公務員は1日24時間行うべきで、死者数の目標は設定しない」と主張し、内務大臣チャームは「私が内相である間はタクシンの手法に従う。もしもそれが3000人から4000人の違法者の死につながるとすれば、やむをえないことである」³⁸⁾と語っている。同年11月、サマックの憲法違反による失職を受けて首相の座を引き継いだソムチャイは、90日間限定の麻薬の取り締まり政策について「2003年にタクシン首相が主導した反麻薬キャンペーンの連続と見てよい」と明言した。2010年末には、さらに新たな麻薬戦争の開始が宣言された³⁹⁾。

そうした言説行為を介してオーディエンスに浸透するのが不安であり、その維持と管理が顕在であることが窺える。2011年を迎え、アピシット首相は、麻薬戦争における「5つのフェンス」の重要性を提起した。すなわち、タイ国境、コミュニティ、社会、家族、そして教育機関における包括的対処である⁴⁰⁾。繰り返される「戦争」のレトリックを介して埋め込まれる麻薬の蔓延に脅かされているという認識は、一方で国家のシンボルに対する支持の集約効果を得るうえでの有用な道具とされている。

この過程と並行し、麻薬戦争の正当性を確保するうえで推進されたのが麻薬の脅威とHIV・エイズの脅威の結合である。異質の課題を恣意的に結合状態に置く「安全保障の連続体」は、異なる専門知識を有する主体が協働する政策領域において生起しがちであり⁴¹⁾、そのパッケージ化の手法次第で安全保障化を達成に導く可能性が高まる。国内におけるHIV・エイズ感染の拡大の責任は一部政治家によって麻薬常用者に押しつけられ、政府によるHIV感染を伴う麻薬常用者への治療措置の提供の軽視に直結した。不安の拡散は医療現場にも達し、HIV感染した麻薬常用者をコミュニティに脅威をもたらす「社会的ないかさま師」⁴²⁾として捉える認識が生成され、警戒する潮流が表面化している状況にある。

3 - 2. マレーシアにおける非合法移民の安全保障化

既述したとおり、脅威認識の社会的構築は、発話に加えて多様なエージェンシーの強化やその動員といった社会的行為によっても補強される。ここでは、マレーシアにおける非合法移民対策を例として検討を進めよう。

マレーシアにおいて移民の受け入れ策と排除策が不安定に変遷してきたなかで、主にインドネシアから越境する非合法移民の杜撰な処遇が問題視されることが少なくなかった。例えば1992年6月発足の *Ops Nyah* (get rid operation) I は非合法移民の流入の予防的措置を主眼とし、翌年1月発足の II はすでに流入した非合法移民の確保と強制送還を主眼として、警察と軍隊の共同作戦が展開された。

転機となったのは、2005年2月に開始された掃討作戦である。ここでは2万人以上の軍人と警察官、移民局員、隣組に相当するルクン・トゥタンガ (*rukun tetangga*) が動員されたのに加え、自警団に相当する RELA (*ikatan relawan rakyat: people's volunteer corps*) から銃の携行と私用地の自由な探索の許可を得た多数のボランティアが支援にあたった⁴³⁾。同年、RELAには逮捕権も付与され、1人の逮捕者につき80リングットの報奨金が与えられることとなった⁴⁴⁾。殺害を含む暴力的な取り締まりが顕在化している点で、前述のタイにおける麻薬戦争と共通するものである。RELAは1972年に共産主義の浸透を防止する目的で発足し、1981年の時点ではおよそ50万人の人員を有していたとされる⁴⁵⁾。共産主義への対処の喫緊性が薄れてからは社会福祉の提供を主要な任務としてきたが、RELA本部長であるZ・アスムニが「現段階で共産主義者（の脅威）はなくなったが、非合法移民に直面している」としてかつての脅威と並列させたうえで、非合法移民を麻薬取引に次ぐ「二番目の敵」に該当する存在として語るとおり⁴⁶⁾、非合法移民の安全保障化の趨勢に沿って、RELAの組織的アイデンティティは大きく変容した。2007年の時点で34万人であったRELAの人員は翌年に47万5000人に増加した⁴⁷⁾。2010年8月には120万人を抱えるまでに至り、2012年の末までに250万人を確保することを目指しているという⁴⁸⁾。また、2010年6月にはルクン・トゥタンガに対する政府援助金が倍増したが、これは治安維持の強化を名目にした措置である。

RELAは、その組織信条として、第一に「エンパワーされたボランティア勢であること」（ビジョン）、第二に「国防および公共福祉に対する貢献者としてボランティア勢を提供すること」（任務）、そして第三に「安全保障、安定、国家の平和、公共福祉の維持を効果的に支援すること」（目的）を掲げている。そうした領域横断的なアイデンティティを備えたRELAの広範な動員は、政治と安全保障の境界を不鮮明にするのと同時に、フォーコーのいう「政治権力の無限小」と網目状の監視環境の社会的構築を具体化する⁴⁹⁾。広範囲におけるパトロール活動に加え、移民収監センターは、その劣悪な環境に起因して刑務官までもが勤務を忌避する状況が指摘されてきたが、その穴埋めに採用されているのが専門知識を欠くRELAの人員である。採用が一時的

に停止した時期はあったが、2010年8月から入管センターへの雇用が再開しており暴力的処遇の再燃が懸念されている。警察機関とルクン・トゥタンガとの協力に基づく任務の遂行が強化されてきた一方で、RELAは一層の政治的な自律性とインセンティブを求めて政府に圧力を加え続けているが、これはすなわち、不安の政治を構成するエージェンシー間の競合的側面の表出として捉えうる状況であろう。

内政省大臣は、犯罪対策の名目で多様なエージェンシーが広範に動員されていることに公衆が恐れる必要はないことを強調する⁵⁰⁾。しかし、それは他面で恐怖のもとに置かれ、場合によっては暴力的な取り締まりに直面せざるをえない「他者」を形成する言説にはかならず、現段階におけるRELAの動向と組織の存在それ自体が持続的な安全保障化に寄与していることを示唆していよう。

おわりに

以上のとおり、ASEANによる越境犯罪の安全保障化の地域的な模索と並行し、各国レベルでは、本来は個別的な対処が必要な課題がパッケージ化されたり、エージェンシーの協働や競争を通じて過度の権力行使が現出したりしている。それはあらゆる安全保障化が無益であることを意味しないが、上述の事例が示すのは、安全保障化が不誠実な性質を含む試みであった場合に容易に行き過ぎた措置に転化しうるということであり、それが多様な統治技術によって維持されうるということである。そして、不安の政治を基盤にした安全保障化の重層性は、権力が創出する言説と言説が創出する社会的現実の関係性に着眼することではじめて明らかにされる。

非伝統的安全保障分野における地域協力はAPSC構想の主要な関心事であり、越境犯罪対策への関心も高い。とはいえ、各国レベルにおける不誠実な安全保障化の現段階を踏まれば、そこに共同体構築の阻害要因が全くないとはいいきれない。過度の安全保障化に起因して再生産される不安の軽減に必要なのは、そうした状況に根源的な疑問を提起する性質を備えた対抗言説であるが、現段階で楽観できる要素は多くない。権威に支えられた言説は戦略性に富み本質的に強力であることは既述したが、それと並んで見落とせないのは十分な権威を備えていない発話者による言説を反映するに至らないASEANの対話枠組みの構造的な問題である。

とりわけ懸念されるのがトラック3をとりまく環境であろう。2006年2月のSAPA (The Solidarity for Asian People's Advocacy) の発足が示すとおり、ボトムアップによる地域的ネットワークの枠組み形成が進んでいることは確かであるが、その言説は周縁化され、ASEANレベルにおける政策形成に満足に組み込まれないことが少なくない。安全保障化の誠実性を回復するうえでの次善策として、ASEAN-ISIS (ASEAN 戦略国際問題研究所連合) と CSCAP (ア

ジア太平洋安全保障協力会議）を基軸とするトラック2のルートに基づく対話メカニズムの役割が期待されようが、しばしばトラック1.5とも形容されるとおり、トラック1との境界線が不鮮明になるに従って、意図せずとも恐怖の分配を支えかねないというジレンマを抱えている。2008年12月に採択された「ASEAN憲章」には地域的な人権機構の設置構想が盛り込まれ、翌年10月にはASEAN政府間人権委員会（ASEAN ICHR）が発足するに至るが、その中心的機能は協議である。

ASEANの非伝統的安全保障政策に評価すべき成果がないわけではない。しかし、麻薬取引対策にせよ非合法移民対策にせよ、政策上の実効性の確保を追求していく際に、不安の政治と過度の権力行使の正当化のレトリックが受容されている言説構造の修正が避けられない課題となるのは必定であろう。安全保障の言説が包摂する安全と不安の不可分性は無視できず、適切な安全保障化や脱安全保障化への道程を考えるうえで不安の社会的構築を注視していくことが望まれよう。

注

- 1) 安全保障の語源については、Michael Dillon, *Politics of Security: Towards a Political Philosophy of Continental Thought* (Routledge, 1996) esp. pp. 125-128.
- 2) 本稿ではM・シャピーロの言説 (discourse) と言語 (language) の区分に準じて考察を進める。言説分析において軸となるのは言語が有する意味や価値の生成機能であり、さらに単純化していえば行為としての言語に対する問題意識である。詳しくは、Michael J. Shapiro, "Textualizing Global Politics," in James Der Derian and Michael J. Shapiro eds., *International/ Intertextual Relations: Postmodern Readings of World Politics* (Lexington Books, 1989) p. 14.
- 3) その典型的事例が、非西欧圏における人権や民主主義の規範の浸透である。Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "Taking Stock: The Constructivist Research Program in International Relations and Comparative Politics," in *Annual Review of Political Science*, vol. 4 (2001) pp.403-404.
- 4) 宮脇昇は、表向きにはあたかも規範を遵守しているかのごとき国家の振る舞いについて虚言や破約を伴う「as if的行動」として分析している。宮脇昇「国際政治における嘘とく as if game >——冷戦期のCSCEと人権NGO——」『政策科学』第14巻第2号（2007年）。本稿の作成にあたり、これまでの研究成果を提供してくださった氏に記して感謝を表したい。
- 5) 例えば、Ole Wæver, "Securitization and Desecuritization," in Ronnie D. Lipschutz ed., *On Security* (Columbia University Press, 1995) p. 65; Barry Buzan et al., *Security: A New Framework for Analysis* (Lynne Rienner Publishers, Inc., 1998) p. 141.
- 6) Mark B. Salter, "When Securitization Fails: The Hard Case of Counter-terrorism Programs," in Thierry Balzacq ed., *Securitization Theory: How Security Problems Emerge and Dissolve* (Routledge, 2011) p. 117.
- 7) Jef Huysmans, *The Politics of Insecurity: Fear, Migration and Asylum in the EU* (Routledge, 2006) p. 6.
- 8) 国際政治学における実証主義の基本的な構成要素については、Mark A. Neufeld, *The Restructuring*

- of the International Relations Theory* (Cambridge University Press, 1995) pp. 32-38.
- 9) Michael C. Williams, *Culture and Security: Symbolic Power and the Politics of International Security* (Routledge, 2007) p. 18.
 - 10) K. M. Fierke, "Links Across the Abyss: Language and Logic in International Relations," in *International Studies Quarterly*, vol. 46, no. 3 (2002)
 - 11) Buzan et al., *op. cit.*, p. 26. なお、実際の特例的措置の履行は安全保障化の達成基準としていない。
 - 12) Rita Taureck, "Securitisation theory — The Story so far: Theoretical inheritance and what it means to be a post-structural realist," paper for presentation at the 4th annual CEEISA convention, University of Tartu (25-27 June 2006) p. 23.
 - 13) 言説の機能を十分に踏まえていないウエントの構成主義観を批判した論稿として例えば、Maha Zehfuss, "Constructivisms in International Relations: Wendt, Onuf, and Kratochwil," in Karin M. Fierke and Knud Erik Jørgensen eds., *Constructing International Relations: the Next Generation* (M. E. Sharpe, Inc., 2001) esp. p. 69.
 - 14) Buzan et al., *op. cit.*, pp.203-207.
 - 15) Murray Edelman, "Political Language and Political Reality," in *PS*, vol. 18, no. 1 (1985) p. 16.
 - 16) Norman Fairclough, *Discourse and Social Change* (Polity Press, 1992)
 - 17) この点は、すでにコペンハーゲン学派に対する主要な批判のひとつになっている。例えば、Claudia Aradau, "The Preserve Politics of Four-Letter Words: Risk and Pity in the Securitisation of Human Trafficking," in *Millennium: Journal of International Studies*, vol. 33, no. 2 (2004)
 - 18) 安全保障研究をめぐるヨーロッパの論争については、Ole Wæver, 'Aberystwyth, Paris, Copenhagen: New "Schools" in Security Theory and their Origins between Core and Periphery,' Paper Presented at the Annual Meeting of the International Studies Association, Montreal (March 17-20, 2004)
 - 19) Didier Bigo, "Security and Immigration: Toward a Critique of the Governmentality of Unease," in *Alternatives*, vol. 28 (2002) p. 75.
 - 20) そのいくつかの例として、以下を参照せよ。Jef Huysmans, "Minding Exceptions: The Politics of Insecurity and Liberal Democracy," in *Contemporary Political Theory*, vol. 3 (2004) ; Didier Bigo and Anastassia Tsoukala eds., *Illiberal Practice of Liberal Regimes: The (In) Security Games* (Centre d' Etudes sur les Conflits, 2006)
 - 21) Didier Bigo, "The Möbius Ribbon of Internal and External Security (ies)," in Mathias Albert et al. eds., *Identities, Borders, orders: Rethinking International Relations Theory* (University of Minnesota Press, 2001).
 - 22) Jutta Weldes et al., "Introduction," in Jutta Weldes et al., eds., *Cultures of Insecurity: States, Communities, and the Production of Danger* (University of Minnesota Press, 1999) p. 18.
 - 23) Michael J. Shapiro, *The Politics of Representation: Writing Practices in Biography, Photography, and Policy Analysis* (The University of Wisconsin Press, 1988) p. 12.
 - 24) Mikkel Vedby Rasmussen, *The Risk Society at War: Terror, Technology and Strategy in the Twenty-First Century* (Cambridge University Press, 2006) p. 4.
 - 25) そのような危険の恣意的な創出について、U・ベックは「スケープゴート社会」として論じている。ウルリッヒ・ベック『危険社会——新しい近代への道——』（法政大学出版局、1998年）119 - 121頁

参照。

- 26) ミシェル・フーコー『監獄の誕生——監視と処罰——』（新潮社、1977年）31 - 32頁参照。
- 27) David Campbell, *Writing Security: United States Foreign Policy and the Politics of Identity* (Manchester University Press, 1992)
- 28) Arnold Wolfers, "National Security" as an Ambiguous Symbol,' in *Political Science Quarterly*, vol. 67, no. 4 (1952)
- 29) David A. Baldwin, "Security Studies and the End of the Cold War," in *World Politics*, vol. 48, no. 1 (1995) p. 139.
- 30) この点で、安全保障は言説と言語行為、知識言説、組織の相互的文脈から構成されるとみるM・ウィリアムズの主張は的確であろう。Michael C. Williams, *op. cit.*, p. 67. 近似した指摘として、Huysmans, *Politics of Insecurity*, p. 97.
- 31) なお、2010年10月12日には、ASEAN10カ国にオーストラリア、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランド、ロシア、アメリカを対話パートナーとして加えたADMMプラスの第1回会議が開催された。現段階におけるADMMプラスの中心的な関心事は、人道救援および災害救助、海洋安全保障、軍事医療、対テロリズム、平和維持作戦であるとされる。
- 32) Juha A. Vuori, "Illocutionary Logic and Strands of Securitization: Applying the Theory of Securitization to the Study of Non-Democratic Order," in *European Journal of International Relations*, vol. 14, no. 1 (2008) p. 72.
- 33) Nicholas Onuf, "Speaking of Policy," in Vendulka Kubálková ed., *Foreign Policy in a Constructed World* (M. E. Sharpe, Inc., 2001) p.88.
- 34) Rizal Sukma, "Political Development: A Democracy Agenda for ASEAN?," in Donald K. Emmerson ed., *Hard Choices: Security, Democracy, and Regionalism in Southeast Asia* (The Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center, 2008) pp. 142-143.
- 35) Pasuk Phongpaichit and Chris Baker, *Thaksin 2nd Expanded Edition* (Silkworm Books, 2009) p. 158.
- 36) Lene Hansen, *Security as Practice: Discourse Analysis and the Bosnian War* (Routledge, 2006) pp. 18-19.
- 37) "Slaughter in the Name of a Drug War," *New York Times* (May24,2003)
- 38) "Tell the Thai Government: Stop the Drug War! Support Harm Reduction!!!," (July 6, 2008) Stop the Drug War. org <[http:// stopthedrugwar.org/12670](http://stopthedrugwar.org/12670)> (accessed on January 8, 2011) なお、国内外からの反発を受け、過激な取り締まりは抑制された。
- 39) "Thailand Declares New War on Drugs," *Straits Times* (December 18, 2010)
- 40) *Pattaya Mail Newspaper*, "PM Abhisit's Campaign Trail Swings through Pattaya," vol. XIX, no. 22 (June 3, 2011)
- 41) C.A.S.E. Collective, "Critical Approaches to Security in Europe: a Networked Manifesto," in *Security Dialogue*, vol. 37, no. 4 (2006) p.459.
- 42) Human Rights Watch and Thai Aids Treatment Action Group, *Deadly Denial Barriers to HIV/ AIDS Treatment for People Who Use Drugs in Thailand* (2007)
- 43) "No Warrants Need for Rela," *The Sun* (February 26, 2005) なお、銃の携行は警察の認証を得た人員に限られる。

- 44) 現在では約 4700 組のルクン・トゥタンガが存在し、うち約 500 組がパトロール・セクターを運営している。“Rukun Tetangga Sectors to Get Higher Grant,” *New Straits Times* (June 4, 2010) RELA に登録できるのは市民権を保持する 16 歳以上の者である。
- 45) Anne Munro-Kua, *Authoritarian Populism in Malaysia* (Macmillan Press Ltd, 1996) p. 90.
- 46) “A Growing Source of Fear for Migrants in Malaysia,” *New York Times* (December 10, 2007)
- 47) Eva-Lotta E. Hedman, ‘Refuge, Governmentality and Citizenship: Capturing “Illegal Migrants” in Malaysia and Thailand,’ in *Government and Opposition*, vol. 43, no. 2 (2008) p. 373.
- 48) “Rela to Recruit More Members,” *New Straits Times* (August 30, 2010) RELA の人員数について、資料によって差異が見られることに留意されたい。
- 49) フーコー『監獄の誕生——監視と処罰——』214 頁。
- 50) “All-out War against Crime,” *The Star* (March 1, 2010)

(工藤 献, 立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程)

The Politics of Insecurity and Non-traditional Security: the Multilayered Dimensions of Securitization on Transnational Crimes in Southeast Asia

Great debate has been enlivened to include wider agendas within security terms since the analytical framework of the securitization was proposed by the Copenhagen school. Although this framework supposes single discourse and single interpretation between securitizing actor and audience, various types of speech act are conducted in order to lead the process of securitization success, and they are often buttressed by political powers. In this backdrop, the concept of securitization hardly fits when explaining recent characteristics of securitization of transnational crimes in Southeast Asia. In particular, an underlying philosophy of post-structuralist realism can easily lead to neglect of political analysis of the securitization process. This paper clarifies the multilayered dynamics and political dimensions of securitization by focusing on securitizations of drug trafficking in Thailand and illegal migration in Malaysia. Various political techniques can be found within the process of constructing security threats, and these dynamics are strengthened not only by speech acts but also by non-discursive social practices, such as mobilizations and enhancement of political groups. It is rather the social construction of insecurity that needs to be considered in order to clarify effective policies against transnational crimes.

(KUDO, Sasagu, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations,
Ritsumeikan University)

